

#### IV. 参考資料

## 介護保険料(第1号)の在り方に関するアンケート

市区町村・広域連合名		担当部署	
電話番号		E-mail	

1 貴自治体（保険者）の状況についてお尋ねします。

(1) 第1号介護保険料（基準額）は月額いくらですか。  
（            円/月）

(2) 所得区分は何段階を採用していますか。  
（            段階）

(3) 所得段階別第1号被保険者数は何人ですか。（平成18年4月1日時点における標準的な6段階設定としたときの第1号被保険者数を記入して下さい。）

※平成18年度の調整交付金の申請に用いた所得段階別第1号被保険者数を参照して下さい。

所得段階	所得段階基準	第1号被保険者数
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税者	
第2段階	市町村民税世帯非課税者	
第3段階	市町村民税世帯非課税者	
第4段階	市町村民税本人非課税者	
第5段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が200万円未満	
第6段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が200万円以上	
	合計	

※平成18年4月1日時点

人口（                      人）            認定者数（                      人）

(4) 現在の国民健康保険の賦課方式は、次のどの方式を採用していますか。

( ) 旧ただし書き方式 = {(所得金額－基礎控除) × 料率}

※ 市町村民税非課税者も賦課対象者に含まれます。5つの方式の中では最も賦課対象者の範囲が広く、後期高齢者医療制度も旧ただし書き方式を基準とする方向で検討されています。

( ) 本文方式 = {(所得金額－所得控除) × 料率}

※ 市町村民税非課税者も賦課対象者に含まれます。賦課対象者の範囲は旧ただし書き方式に較べると狭くなります。

( ) 市町村民税及び道府県民税額方式 = {(市町村民税、道府県民税の所得割額  
＋各々の均等割額) × 料率}

※ 市町村民税非課税者は賦課対象者に含まれません。

( ) 市町村民税額方式 = {(市町村民税所得割額＋市町村民税均等割額) × 料率}

※ 市町村民税非課税者は賦課対象者に含まれません。市県民税額方式との違いは道府県民税が反映されない点です。

( ) 市町村民税所得割方式 = {市町村民税所得割額 × 料率}

※ 市町村民税非課税者及び市町村民税の均等割のみ課税者は賦課対象者に含まれません。5つの方式の中では、対象者の範囲がもっとも狭くなります。

(5) 現在の国民健康保険料(税)の賦課区分は、次のどの区分を採用していますか。

( ) 所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4区分

( ) 所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3区分

( ) 所得割、被保険者均等割の2区分

2 現在の介護保険料の賦課方式についてお尋ねします。

(1) どのような認識をお持ちですか。

( ) 住民の間に定着しており、とくに問題はないと思う。⇒(3)以降へ

( ) 現時点ではとくに問題はないが、将来保険料負担が大きくなれば問題が生じてくると思う。⇒(2)以降へ

( ) 住民の理解を得にくい点も多く、問題があると思う。⇒(2)以降へ

(2) 問題とはどのようなものですか。(複数回答可)

(①段階制に係る問題)

- ( ) 段階ごとの差額が大きいいため、収入の増加が微増でも、保険料額が大きく異なる。
- ( ) 段階の中で所得の開きがあるにもかかわらず、一律の保険料額が適用されることについて、住民の理解が得られにくい面がある。
- ( ) 税制改正の影響により、収入が変化しなくても保険料額が大きく異なる。
- ( ) 地域(生活保護級地)によって保険料額が異なる。

(②世帯概念に係る問題)

- ( ) 被保険者本人以外の者の課税状況(「世帯概念」を用いていること)により段階が異なることについて、住民の理解が得られにくい面がある。

(③低所得者(市町村民税非課税者)の負担に係る問題)

- ( ) 低所得者は国民健康保険料(税)より保険料額が高いケースがある。
- ( ) 基準額が上昇する中で、低所得者層の負担への影響が大きくなることが懸念される。
- ( ) 低所得者層(第2段階、第3段階)が占める割合が高い一方で、市町村民税非課税層の細分化が出来ないため、不公平感が生じている。

(④基準額の設定に係る問題)

- ( ) 市町村民税非課税者に基準額を適用することについて、住民の理解が得られにくい面がある。
- ( ) 核家族化が進展し単身世帯が増加している中で、2人以上の世帯をモデル(基準額適用)とすることについて、住民の理解が得られにくい面がある。

(⑤他制度との関係)

- ( ) 国民健康保険で「定率+定額制」を採用し、後期高齢者医療も「定率+定額制」が検討されている一方で、介護保険は段階別定額制を採用しているため、住民の理解が得られにくい面がある。

(その他)

- ( ) 今後、保険料が上昇した場合、上記①~⑤の問題が大きくなるから。
- ( ) その他 { }

(3) 現行の介護保険料は市町村民税情報をもとに賦課していますが、どのような認識をお持ちですか。

- 介護保険担当課において新たな所得把握の必要性がなく、かつ、市町村が把握し得る客観的なものであるので、市町村民税情報の活用はやむを得ない。
- 税制改正の影響等により、収入額が変わらなくても保険料が変動するため適切でない。(住民の理解が得られにくい)
- その他 { }

(4) 現在、非課税層の負担軽減を図るため世帯の課税状況を用いています。どのような認識をお持ちですか。

- 被保険者の多く(全国平均約2/3)が市町村民税非課税であるが、非課税者の中でもより生活実態が厳しい者の負担軽減を図るために、世帯の課税状況を用いることはやむを得ない。
- 介護保険料の賦課は個人単位を原則としており、世帯の課税状況を用いるのは適切ではない。(住民の理解が得られにくい)
- その他 { }

### 3 介護保険料の賦課方式の見直しについてお尋ねします。

(1) 現在の賦課方式(段階別定額制)を見直すべきとの意見がありますが、このことについてどう思われますか。

- 現行のままでよい。 ⇒ (2) へ
- 見直すべきである。 ⇒ (3) へ

(2) 「現行のままでよい」理由は何ですか。(複数回答可)

- 住民の間に定着しており、とくに問題はないから。
- 多少の問題はあるものの、住民の理解が得られているから。
- 賦課方式を変えると、住民に混乱が生じるおそれがあるから。
- 賦課方式を変えると、住民への周知、所得把握など市町村の事務負担が大きくなるから。
- 賦課方式を変えると、電算処理システムの改修経費の負担が大きくなるから。
- その他 { }

(3) 「見直すべきである」理由は何ですか。(複数回答可)

- 現行の段階別定額制には問題が多いから。
- 今後予測される保険料の上昇を考えると、段階別定額制ではもたないから。
- 後期高齢者医療の保険料で「定率+定額制」を検討されていることを考えると、「定率+定額制」を採用した方が住民にも分かりやすいから。
- その他 { }

- 4 賦課方式を見直すとした場合、どのような見直しが妥当だと思いますか。
- 「定率制+定額制」あるいは「定率制のみ」とする  
⇒ 5、7、8、9へ
  - 現行の段階別定額制の拡大（現行の第1段階～第3段階の段階区分数を増やす） ⇒ 6、7、8、9へ
  - その他

5 「定率+定額制」あるいは「定率制のみ」を採用するとした場合、次のような論点が想定されますのでお尋ねします。

- (1) どのような賦課方式が妥当と思われますか。
- 旧ただし書き方式 = {(所得金額-基礎控除) × 料率}
  - 本文方式 = {(所得金額-所得控除) × 料率}
  - 市町村民税及び道府県民税額方式 = {(市町村民税、道府県民税の所得割額 + 各々の均等割額) × 料率}
  - 市町村民税額方式 = {(市町村民税所得割額 + 市町村民税均等割額) × 料率}
  - 市町村民税所得割方式 = {市町村民税所得割額 × 料率}
  - その他 { }
- (2) 応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率+定額制」とする）必要があると思われますか。
- 設ける必要はない。 ⇒ (3) へ
  - 設ける必要がある ⇒ (4) 以降へ
  - その他 { }
- (3) 2つの区分を「設ける必要はない」理由は何ですか。
- 応益割（定額部分）を設定せず、純粹に所得（又は収入）に比例して保険料を賦課した方が、住民の理解を得やすいと思われるから。
  - 保険料の算定方法が複雑になり、住民に理解しにくいものとなるから。
  - その他 { }
- (4) 2つの区分を「設ける」理由は何ですか。
- 応益割（定額部分）を設けないと、必要な保険料を十分確保できない。  
(中高所得者に対する負担がかなり重くなる)
  - 保険料は、受益に基づいて設定される必要があるので、応益割（定額部分）が必要である。
  - その他 { }

(5) 2つの区分を設けることとした場合、応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式は、次のどれが妥当と思われますか。

- ( ) 所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4区分
- ( ) 所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3区分
- ( ) 所得割、被保険者均等割の2区分
- ( ) その他 { }

※ 後期高齢者医療は、個人単位で賦課するため、所得割、被保険者均等割の2区分を検討している。

(6) 低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けるべきだと思いますか。

- ( ) 設ける必要はない。 ⇒ (7)へ
- ( ) 設ける必要がある。

(7) 「設ける必要はない」理由は何ですか。（複数回答可）

- ( ) 応益割（定額部分）を最低額として設定すればよいから。
- ( ) 負担軽減措置を設けると、応益割（定額部分）が段階別となり、税制改正の影響を受け、現行の段階別定額制を見直す意義がないから。
- ( ) 保険料の算定方法が複雑になり、住民に理解しにくいものになるから。
- ( ) 例えば国民健康保険と同様の負担軽減措置を行ったとしても、事務量の増加に対して効果は少ないと思われるから。
- ( ) その他 { }

6 段階別定額制を拡大した（現行の第1段階～第3段階の段階区分数を増やす）場合、次のような論点が想定されますのでお尋ねします。

(1) 段階区分数を増やすとした場合、「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いはどうしますか。

- ( ) 世帯概念を用いたまま、段階区分数を増やす。 ⇒ (2)
- ( ) 世帯概念を外し、個人単位とし、段階区分は設定し直す。 ⇒ (3)

(2) 現行の第1段階から第3段階について、段階区分をいくつ増やし、具体的にはどの程度が妥当だと思いますか。

増やす段階区分数 { }  
どのように区分するか { }

回答例：増やす段階区分数 { 1つ }

どのように区分するか { 現行の第3段階について、年金収入等を含む合計所得金額 150万円以下で区分する }





## 参考資料

### 第1号被保険者の介護保険料の制度創設時の考え方と 問題点について

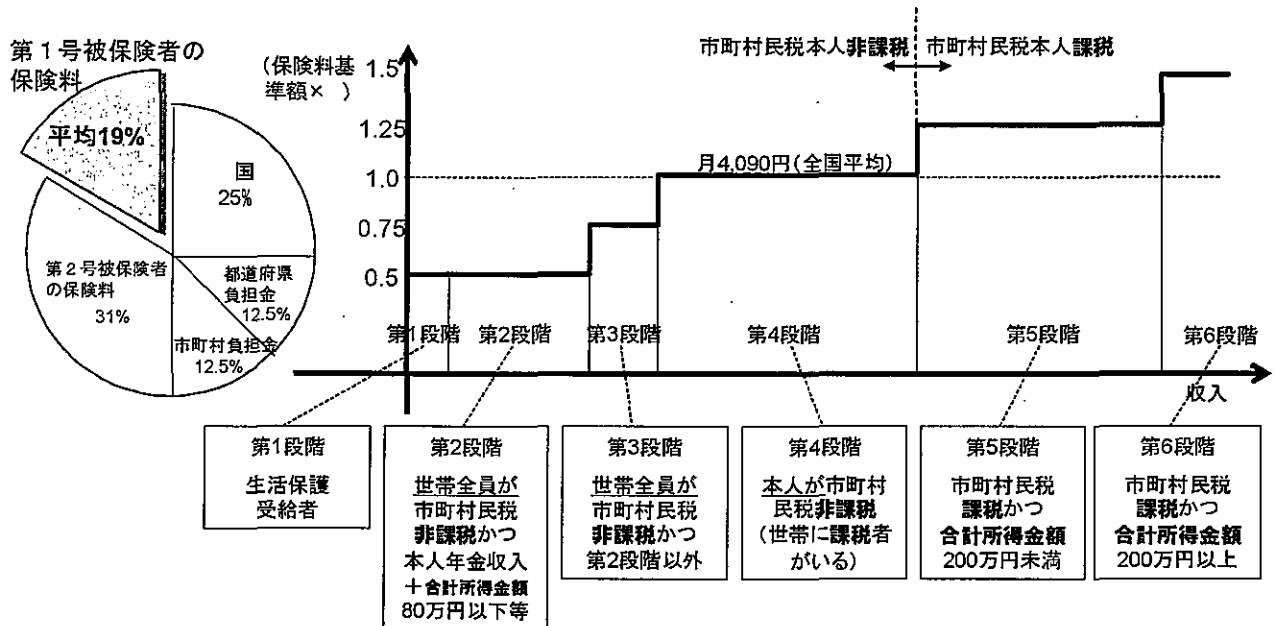
本資料は、今回の調査にご協力いただくにあたって、前提となる考え方と問題点について厚生労働省老健局介護保険課においてまとめたものです。

アンケート調査ご記入の前にご一読ください。

# 第1号被保険者の介護保険料の 制度創設時の考え方と問題点について

## 1 現行の第1号被保険者の介護保険料

○ 第1号被保険者の介護保険料は、低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されています。(標準は6段階)



## 2 制度創設時の考え方

○ 制度創設時の考え方は以下のような考え方でした。

### (1)制度創設時の保険料に係る基本的考え方

介護保険は、社会連帯に基づく相互扶助を制度の基本的な考え方とすることから、すべての被保険者から保険料の負担を求めることとなる。その際、第1号被保険者の間では負担能力の格差があることにかんがみ、所得の多寡に応じた保険料額を設定。

### (2)制度創設時に、定率制を採用せず、段階別定額制を採用した理由

- ① 市町村が保険料賦課をするに当たって新たな事務負担が可能な限り生じないようにするため、新たな所得把握の必要性を最小限に抑えることが適当であったこと。
- ② 所得比例とした場合、高額所得者の負担が大きくなるが、介護保険の給付は定型的なものであるという性格を有し、被保険者の間に医療のように頻繁に受ける可能性は低いのではないかと考えがあるほか、医療保険に比して著しく高額な給付が発生することがないことから、一定の者の保険料負担を著しく高額なものとするのは、給付と負担の均衡の観点から適当ではないこと。
- ③ 保険料が全国平均で当面月額3,000円程度という水準であることから、定率の設定として負担能力の格差を調整する必要性が少なくとも当面は低いこと。
- ④ 所得の捕捉が必ずしも厳密には行い得ないという実態があり、所得に対する定率負担は、負担についての公平性という点で疑問があること。
- ⑤ 第1号被保険者は基本的に稼得年齢層ではなく、高齢者世代内での所得移転の政策的必要性は必ずしも高いとは言えないこと。

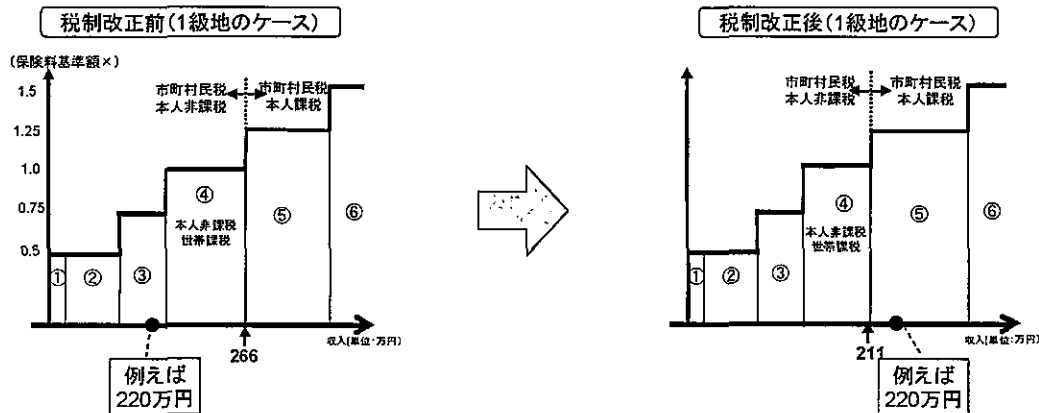
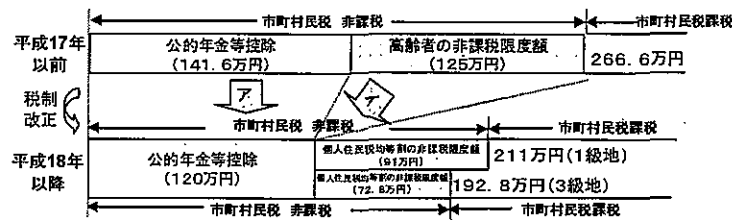
### 3 現行の所得段階別定額制の問題点

○ 現行制度の問題点としては、以下の点が指摘されています。これらの問題点は、保険料水準が上昇するほど、問題が大きくなりやすいと考えられます。

- ① 所得の増加が微増であっても、保険料段階が変わると保険料額が急増すること。
- ② 税制改正の影響により、所得が変化しなくても保険料額が急増する場合があること。

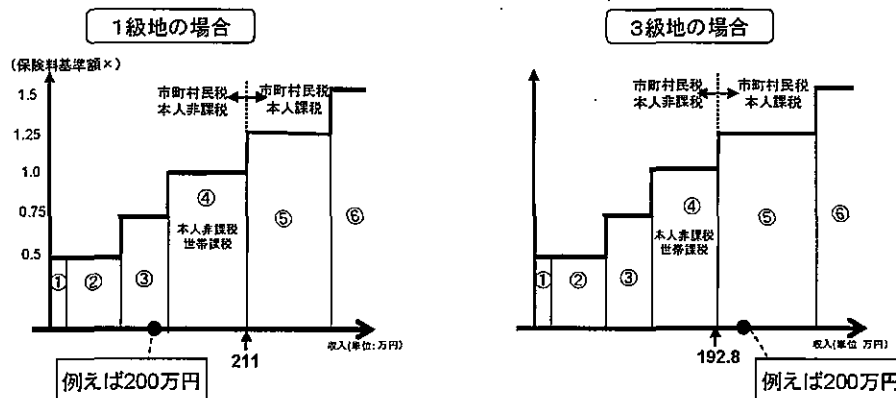
ア 公的年金等控除の最低保障額の引下げ(140万円→120万円)(平成16年度改正)ー所得税・住民税

イ 高齢者の非課税限度額(合計所得金額125万円)の廃止 (平成17年度改正)ー住民税



例えば夫の年金収入が220万円で、妻の年金収入が基礎年金のみの79万円の場合、税制改正により夫の保険料段階は第3段階から第5段階に、妻の保険料段階も第2段階から第4段階に上昇。

- ③ 地域(生活保護級地)によって保険料段階が変わること。



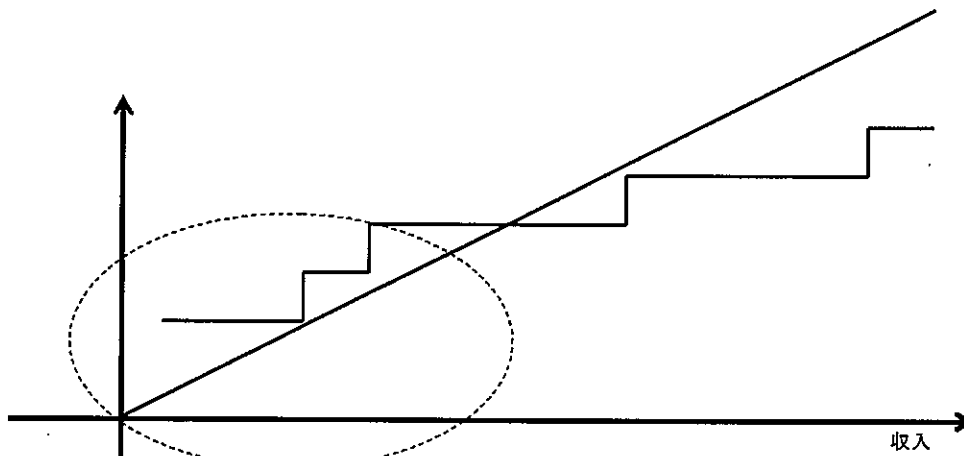
例えば、同じ年金収入200万円でも、生活保護1級地と3級地とでは、地方税の非課税ラインが異なるため、保険料段階が異なる。

- ④ 保険料段階に世帯概念を用いていることにより、いわゆる逆転現象が起きること。

世帯A	夫160万円 (第3段階)	妻70万円 (第2段階)	計230万円
世帯B	夫220万円 (第5段階)	妻0円 (第4段階)	計220万円

世帯Bの方が世帯Aより世帯収入が少ないが、保険料は、夫婦ともに世帯Aより高い。

- ⑤ 定額保険料は、段階の刻みが少ない場合などは、低所得者にとって比較的重い負担となりやすい。



定額保険料は、定率保険料と比べると、一般的に低所得者層の負担が重くなりやすい。

- 介護保険料の在り方を検討するに当たっては、2の制度創設時の考え方と3の現行の所得段階別定額制の問題点の両面を踏まえて検討する必要があります。